

平成 22 年 12 月 15 日  
入札監理小委員会

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 科学技術研究調査

総務省所管の科学技術研究調査に係る業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 23 年 4 月から 2 年 9 か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づいて総務省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### ○ 業務の改善策について（実施要項 10 頁）

##### 【論点】

民間事業者が作成する受託業務に係る改善策において、総務省への提案に係るものも含めて記載しており、それぞれの内容を明確にするよう整理すべき。

##### 【対応】

「業務の改善策」と「総務省への提案」については、分けて記載するとともに、「業務の改善策」にあっては、記載内容を精査し、作成が必要な場合の記載を「総務省が業務改善を求めた場合」を先に、「民間事業者が改善を必要と判断した場合」を後に記載することとした。

#### ○ 情報の開示について（実施要項 26 頁）

##### 【論点】

受託事業者と総務省の面談回数について、パブリックコメントにおける意見を踏まえて、過去 3 年分の情報を開示したが、面談回数は民間事業者の実施状況に応じて毎年変動していることから、実施状況に左右されない基本的な面談回数を記載すべき。

##### 【対応】

受託事業者との面談については、過去の実績と合わせ、①業務スケジュールに係るもの、②照会・督促期間中の定期的な面談について、合計 7 回（初年度については業務の引継を加えた 8 回）を原則とすることを明記した。

## ○ その他

今回追加した調査票の印刷等業務の詳細な内容を記載するとともに、民間競争入札により実施した平成 21 年度調査の実施状況について適切に情報開示を行った。また、実施要項作成の指針や他の統計調査業務の実施要項の内容を踏まえ、業務の引継ぎ、情報セキュリティ管理、民間事業者との連携についての明記や、「落札者決定に当たっての評価項目」の設定、配点の変更等、平成 19 年に作成した実施要項から内容の充実を図った。

以上